**南海トラフ地震対策の推進に関する提言**

**近畿ブロック知事会**

**令和７年７月**

南海トラフ地震対策の推進に関する提言

南海トラフ地震では、広範囲かつ大規模な被害が想定されており、また、令和６年８月８日には、制度運用開始後初めて「南海トラフ地震臨時情報」が発表されるなど、大規模地震の発生が切迫しており、震源に近い太平洋側の地域では防災・減災対策の充実・強化を図ることが喫緊の課題となっている。

これまでに、近畿ブロック管内においては、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき８府県２２５市町村が南海トラフ地震防災対策推進地域に、４県４５市町が南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されている。また、平成２７年３月には、国において「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」が策定され、令和７年６月６日には、「第１次国土強靱化実施中期計画」が閣議決定されるなど、国と地方が一体となって南海トラフ地震への備えを進めてきたところである。

このように地震・津波対策の更なる加速化に取り組んでいるところであるが、南海トラフ地震では、高い津波が極めて短時間で到達するため、避難が困難な地域（津波避難困難地域）が数多く存在し、その想定被害も甚大である。

早急に津波避難困難地域を解消するため、避難路整備や公的住宅並び

に民間ビルを活用した津波避難施設の整備、河川・海岸堤防等の整備・強化、住宅等の高台移転の推進が必要である。

また、地震の揺れに伴い堤防が沈下する等により、津波到達前の河川・海岸から浸水が発生し、浸水が長期間に及ぶゼロメートル地帯、日本の経済活動にも大きな支障が生じる地域等においても、被害を最小化するため、堤防の整備・強化などの施設整備が不可欠である。

さらに、大規模災害に備えるためには、老朽化等により地震に対する脆

弱性を有する道路や河川施設、港湾・海岸施設、砂防堰堤、上下水道施設、農業用ため池等の耐震対策を進めることが必要である。

加えて、災害発生後の迅速な救助・救援活動を可能にし、国土の強靱化を図るためには、高規格道路のミッシングリンクの早期解消や暫定２車線区間の４車線化、北陸新幹線やリニア中央新幹線の早期全線開業などによる災害に強い交通ネットワークの構築が必要であるとともに、被災箇所情報の提供や、道路、河川等に設置されたカメラ及び各種機器を活用した効率的な情報収集・提供など、インフラ分野のデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）を推進する必要がある。

ついては、この度、閣議決定された「第１次国土強靱化実施中期計画」に基づき、これらのハード対策等が着実に進められるよう、次のとおり提言する。

(１) 河川・海岸堤防、港湾・漁港施設等の整備・強化を推進するため、重点的に十分な予算を確保すること。

(２) 多岐にわたる防災対策を着実に推進するため、緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債について、対象事業の拡大及び要件緩和など起債制度の拡充を含めた継続的な財源措置等を行うこと。

特に緊急防災・減災事業債については避難所に配備する組立式簡易トイレなど避難所におけるQOL向上に資する資機材等の確保にかかる費用についても対象となるよう対象事業の拡充を図られたい。

（３） 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応について、自治体の意見を踏まえた上で、注意と警戒の各々に応じてとるべき防災行動等の統一的な考え方の整理を行い、提示すること。

(４) 避難路や避難場所等の津波避難施設の整備や高台移転に必要な予算を確保すること。

(５) 高規格道路のミッシングリンクの早期解消、暫定２車線区間の４車線化、相互に代替機能を発揮する高規格道路と直轄国道等とのダブルネットワークの強化、北陸新幹線やリニア中央新幹線の早期全線開業等に係る財源を確保し、早急に整備すること。

(６) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小

化や陸海空の交通ネットワークの確保など、重要インフラ等の機能維持を図るため、必要な予算を確保すること。

(７) 「命を守る」ための水道施設の耐震化を促進するため、資本単価

要件など交付要件の撤廃を含む財政支援措置の充実を行うこと。

また、下水道施設について、地震発生時にもその機能が確保されるよう、老朽化対策も含め、耐震化に係る財政支援措置の充実を行うこと。

(８) 災害時に住民が必要とする情報を迅速かつ効率的に収集・提供す

るため、防災・減災対策、国土強靱化分野のＤＸを推し進め、道路や河川、港湾・海岸等におけるカメラや計測機器等の設置及び更新を進めること。

これらを実現するために府県や市町村で必要とされる機器やシステムの購入・整備について、国土強靱化実施中期計画における補助対象に含めるなど、必要な予算を確保すること。

(９) 農業用ため池の防災工事等を強力に推進するため、必要な予算・財源を確保すること。

(１０) 津波が到達する前に河川・海岸から浸水が発生し、その後の津波で更に大きな被害が生じる可能性のあるゼロメートル地帯や石油コンビナート等特別防災区域等について、地域の実情に応じた総合的な防災・減災対策の支援強化を行うこと。

(１１) 「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」における燃料供給体制について、被災都道府県が構築することとなっている常設の給油施設がない救助活動拠点などについても、国による継続供給の対象とすること。

(１２) 大規模自然災害に即応するための地方整備局等の体制強化や必要となる資機材の更なる確保に取り組むこと。

(１３) 上記の南海トラフ地震対策を着実に進めるため、国土強靱化関係予算については、予算編成過程でも資材価格等の高騰等の影響を適切に反映し、必要な予算を満額確保すること。

　 　また、資材価格などの上昇に対応する中でも、計画的かつ長期安定的な南海トラフ地震対策が進められるよう、新たな財源の創出等により、令和８年度予算について、所要額を満額確保すること。

令和７年７月

近畿ブロック知事会

福井県知事　　　杉　本　達　治

三重県知事　　　一　見　勝　之

滋賀県知事　　　三日月　大　造

京都府知事　　　西　脇　隆　俊

大阪府知事　　　吉　村　洋　文

兵庫県知事　　　齋　藤　元　彦

奈良県知事　　　山　下　　真

和歌山県知事　　宮　﨑　　泉

鳥取県知事　　　平　井　伸　治

徳島県知事　　　後藤田　正　純